

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可事項変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県地すべり等防止法施行細則第 3 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	秋田県地すべり等防止法施行細則第 3 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○地すべり等防止法施行細則 （許可申請） 第 3 条 略 2 前項の規定による許可を受けた者が、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、様式第 4 号による変更許可申請書を知事に提出しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例第 81 第 4 号に基づく権限委譲対象事務等の範囲を定める規則第 2 条の表第 13 項第 1 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可の更新
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県地すべり等防止法施行細則第 4 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	秋田県地すべり等防止法施行細則第 4 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○秋田県地すべり等防止法施行細則 （許可期間） 第 4 条 許可の期間は、1 年以内とする。 2 許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日前 1 月までに様式第 5 号による更新許可申請書を知事に提出しなければならない。 3 前項の規定による申請があつたときは、許可の期間満了後であつてもその申請に対する処分のある日まで、当該許可はその効力を失わない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	期間満了日前 1 月までに申請(4) 秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例第 81 第 4 号に基づく権限委譲対象事務等の範囲を定める規則第 2 条の表第 13 項第 2 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日